

公共工事環境配慮手順書

1 目的

佐賀市が発注する土木工事及び建築工事(以下「公共工事」という。)に関して、環境及び資源に配慮した設計、施工の実施並びに建設発生土及び産業廃棄物の取扱いについて、「建設副産物の取扱い方針」に標準的な手順を定め、公共工事に係る環境への負荷を軽減することを目的とする。

2 公共工事の適用範囲

(1) 建築物関係工事

- ア 建築工事
- イ 給排水設備工事
- ウ 空調設備工事
- エ 電気設備工事 等

(2) 土木関係工事(道路、河川、公園等)

- ア 土工
- イ 基礎工
- ウ 仮設工
- エ コンクリート工
- オ 舗装工
- カ 路盤工
- キ 管敷設工
- ク 修景工 等

3 対策手順

- (1) 公共工事に伴う公害防止のため、騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業の実施に当たっては、近隣への対策を確認する。
- (2) 騒音、振動、粉塵、排出ガスを抑制し、別表に定める建設機械については原則として低騒音、低振動、排出ガス対策型作業機械を採用する。
- (3) 公共工事の設計にあたっては、希少生物の保護、緑化の推進、雨水浸透工法の推進などにより、自然環境の保護や周辺環境との調和を図るよう努める。
- (4) コスト面を考慮したうえで、熱帯材に代わる材料の採用を促進し、熱帯材の使用を削減する。
- (5) 建設発生土の取扱いは、「佐賀市建設副産物処理方針」に規定する手続に基づくものとする。
- (6) 公共工事の設計に際しては、改良土の利用を行う等、発生土量が最も少ない設計とする。
- (7) 公共工事に係る発生土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、発生木材、汚泥等の建設副産物の発生量を把握し、有効利用や再資源化を図る。
- (8) 土地の掘削を伴う工事は、掘削土量の削減及び現場内利用、工事間流用(佐賀土木事務

所と連絡等)を促進する。

- (9) 発生土を処分する場合には、不法投棄とならないよう、処分場を厳正に選定し、適正な処分を行う。処分場の選定にあたっては、佐賀土木事務所と連絡調整する。
- (10) 産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等産業廃棄物に関連する規定により処理する。
- (11) アスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及びその他の路盤廃材については、産業廃棄物としての取扱いに加え、「佐賀市建設副産物再生利用方針」に規定する手続きに基づくものとする。
- (12) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が適用される一定規模以上の解体、新築等及び土木工事等の特定建設資材については、法令の基準に従い分別解体及び再資源化を促進するための措置を講じる。
- (13) 公共工事の構成要素である資材、建設機械等の選定にあたっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境に配慮した資材及び建設機械等を積極的に採用する。

4 記録及び報告

- (1) 工事担当者及び環境管理推進員は、工事起工伺い時に公共工事環境配慮チェックシート(様式第1)を作成し、工事担当係長のコメントを受け、課長の承認を得る。また、2,000万円以上の工事は、部長の承認を得る。ただし、小額工事(200万円未満)において、工事の内容から判断して特記仕様書及びその他の方法によって周辺への環境配慮ができる場合はこの限りではない。
- (2) 工事担当者は、特定建設工事に該当する場合は、特定建設作業チェックシート(様式第2)を作成する。
- (3) 工事担当者は工事完了時に(1)で作成した環境配慮項目の結果を評価し、その結果を公共工事環境配慮チェックシート(様式第1)に記入し、環境管理推進員を通じて課長に提出する。
- (4) 部長は、「建設副産物の取扱い方針」により作成された年度実績値を任意様式により環境管理事務局に報告する。

別表

「一般工事用主要土工三機種」

- 1 バックホウ
- 2 トラクタショベル(車輪式)
- 3 ブルドーザ

注)但し、ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5Kw以上260Kw以下)を搭載した建設機械に限ります。

様式第1				部課名			
公共工事環境配慮チェックシート							
* 工事起工何いに添付							
* 2,000万円以上の工事は部長決裁							
* 電子決裁の場合は押印不要							
				部長	課長	環境管理 推進員	工事 担当者
起工時作成日	年	月	日	起工時 承認欄			
完了時作成日	年	月	日	完了時 承認欄			
【評価】				契約番号			
○ 実施した。				× 実施できなかった。(備考の欄にその理由を記入する。)			
- 該当なし。							
						年度	
工事名				工事番号			
工事種別							
路線名等							
工事等の場所							
工事等の規模 (積算)				(規模)			
竣工予定年月日		年	月	日	竣工後の施設管理部門		
環境配慮項目 (該当するものにチェック)				具体的内容		(完了時) 評価	備考
<input type="checkbox"/> 近隣の家屋への騒音・振動防止 (作業時間の厳守)							
<input type="checkbox"/> 作業内容等の近隣への周知							
<input type="checkbox"/> 粉じん、排ガス等の飛散防止 (低騒音・低振動・低排出ガス型作業機械の採用指導又は要請)							
<input type="checkbox"/> 熱帯材型枠の使用抑制要請							
<input type="checkbox"/> 自然環境保護の考慮							
<input type="checkbox"/> 建設副産物の有効利用、再資源化							
<input type="checkbox"/> 発生土が適正に処分されている							
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物が適正に処分されている							
<input type="checkbox"/> 敷地内、屋上等の緑化の推進							
<input type="checkbox"/> 景観の保全							
<input type="checkbox"/> 積極的なグリーン購入の実施							
<input type="checkbox"/> その他 ()							
* 環境配慮項目は、工事内容に合わせて追加、訂正してください。							
コメント	工事担当係長	起工時					
	課長	起工時					
		完了時					

様式第2

特定建設作業チェックシート

								年度		
工事名		工事番号								
作業名	騒音の基準が適用される作業と騒音					振動の基準が適用される作業振動				
	騒音規制法					振動規制法				
	特定建設作業		音量	作業	届出	特定建設作業		振動の大きさ	作業	届出
杭打設作業	杭打ち機（もんけんを除く）杭抜き機又は杭打ち杭抜き機（圧入式杭打ち杭抜き機を除く）を使用する作業（杭打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く）		敷地境界線における音量	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	杭打ち機（もんけん及び圧入式杭打ち機を除く）杭抜き機（油圧入式杭抜き機を除く）又は杭打ち杭抜き機（圧入式杭打ち杭抜き機を除く）を使用する作業	敷地境界線における振動の大きさ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	
びょう打等作業	びょう打機を使用する作業			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済					
破碎作業	さく岩機を使用する作業（注1）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（注1）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	
掘削作業	バックホー（定格出力80k w以上）、トラクターショベル（定格出力70k w以上）ブルドーザー（定格出力40k w以上）を使用する作業			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済					
空気圧縮機を使用する作業	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15k w以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済					
コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）			85 dB	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済			75 dB	
建物の解体・破壊作業						鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業				
					舗装版破碎機を使用する作業（注1）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済			

(注1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。

(注2) この基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない。